

# 大分県報

令和七年  
第六一八号  
六月二十日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による指定医療機関の名称変更……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の休止……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の再開……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の指定辞退……………二

### 公告

- 土地改良区の役員の就任……………二
- 土地改良区の役員の就退任（四件）……………二
- 開発行為の完了……………四

## ○告示

## 示

### 大分県告示第二百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があった。

令和七年六月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

所在地

変更前

変更後

変更年月日

医療機関の名称	所在地	変更年月日
おおいた県南ホ		

佐伯保養院	スピタル	佐伯市東町二七番一二号	令七・四・一
牛嶋内科・胃腸科クリニック	牛嶋内科クリニック	国東市武蔵町古市八九	令七・四・一

### 大分県告示第二百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和七年六月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
中央歯科医院	加来 清	中津市中央町二丁目一一二	令七・三・二二
白杵病院巡回診療所	社会医療法人協 巖会	白杵市大字風成六〇二一一	令七・三・三一
永富調剤薬局別府秋葉通り店	株式会社永富調剤薬局	別府市末広町一一三三工藤ビル一F	令七・三・三一
高田歯科醫院	高田 晃太郎	日田市三本松一丁目八一二八	令七・三・三一
永富調剤薬局白杵店	株式会社永富調剤薬局	白杵市大字白杵字浜二一一〇七一七五一	令七・三・三一
永富調剤薬局市浜店	株式会社永富調剤薬局	白杵市大字市浜六七〇番一	令七・三・三一
永富調剤薬局はさま店	株式会社永富調剤薬局	由布市挾間町北方七五六番二	令七・三・三一

令和七年六月二十日

大分県報（告示）

永富調剤薬局は さまジャスコ前 店	株式会社永富調 剤薬局	由布市挾間町北方字下角五三番 地	令七・三・三二
-------------------------	----------------	---------------------	---------

大分県告示第二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

令和七年六月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
ミタライクリニ ック	御手洗 俊三	佐伯市蒲江大字蒲江浦二四九四番 地一	令七・一・二七
中津市国民健康 保険槻木診療所	中津市長	中津市山国町槻木一〇七五番地	令六・七・二九
ミタライクリニ ック	御手洗 俊三	佐伯市蒲江大字蒲江浦二四九四番 地一	令七・三・一〇

大分県告示第二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から再開の届出があった。

令和七年六月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	再開年月日

ミタライクリニ ック	御手洗 俊三	佐伯市蒲江大字蒲江浦二四九四番 地一	令七・三・三
ミタライクリニ ック	御手洗 俊三	佐伯市蒲江大字蒲江浦二四九四番 地一	令七・三・二八

大分県告示第二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

令和七年六月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	辞退年月日
有限会社よろず や薬局	有限会社よろず や薬局	別府市大字鉄輪二四九番地の五	令七・一・三一

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、安心院土地改良区（宇佐市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和七年六月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

役名	氏名	住所
理事	是永 力	宇佐市安心院町檜本九九六番地の一

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、岩戸井路土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和七年六月二十日

(退任役員)

大分県知事 佐藤 樹一郎

役名

氏名

住

所

理事

羽田野 文昭

豊後大野市清川町白尾四四三番地

〃

野口 重徳

〃 清川町白尾二九七番地

〃

日坂 恒夫

〃 清川町白尾四二〇番地

〃

羽田野 秀信

〃 清川町白尾四三三番地

〃

羽田野 勝

〃 清川町白尾三〇一番地

監事

竹下 和幸

〃 清川町白尾四六九番地九

〃

佐藤 徳宣

〃 清川町白尾四二三番地三

(就任役員)

役名

氏名

住

所

理事

羽田野 文昭

豊後大野市清川町白尾四四三番地

〃

野口 重徳

〃 清川町白尾二九七番地

〃

日坂 恒夫

〃 清川町白尾四二〇番地

〃

羽田野 秀信

〃 清川町白尾四三三番地

〃

羽田野 勝

〃 清川町白尾三〇一番地

監事

玉田 清成

〃 清川町白尾四二四番地一

〃

佐藤 徳宣

〃 清川町白尾四二三番地三

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、昭和井路土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和七年六月二十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

(退任役員)

役名

氏名

住

所

理事

柴北 政治

大分市大字細二二七番地

〃

佐藤 成弘

〃 大字松岡七四〇五番地の一

〃

豊田 明

〃 大字葛木四九五番地

〃

中川 豊喜

〃 大字丹川三〇二七番地

〃

大平 和生

〃 大字東上野四一六番地

〃

藤田 準治

〃 大字下戸次一六三〇番地

〃

白井 勝喜

〃 大字宮河内三一七九番地の一

〃

後藤 義昭

〃 大字竹中八〇八番地の一

監事

玉井 洋一

〃 大字中戸次一四九三番地

〃

渡邊 一夫

〃 大字中戸次一三六七番地の三

〃

甲斐 敏資

〃 大字宮尾五六一番地

〃

永松 正道

〃 大字松岡五四三三番地の一

(就任役員)

役名

氏名

住

所

理事

首藤 義信

大分市大字下判田六五五番地

〃

佐藤 成弘

〃 大字松岡七四〇五番地の一

〃

岩本 洋一郎

〃 大字小池原七五番地

〃

江藤 久範

〃 大字丸亀六一二番地の一

〃

玉井 洋一

〃 大字中戸次一四九三番地

〃

藤田 準治

〃 大字下戸次一六三〇番地

〃

中川 豊喜

〃 大字丹川三〇二七番地

〃

大平 和生

〃 大字東上野四一六番地

令和七年六月二十日

大分県報（公告）

令和七年六月二十日

大分県報（公告）

四

〃	幸俊男	〃	大字佐野四三三六番地	役名	氏名	住	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 令和七年六月二十日 大分県知事 佐藤樹一郎
〃	河野慶子	〃	大字森一〇一九番地の四	監事	阿部秀幸	大分市大字木上八八〇番地	
監事	渡邊一夫	〃	大字中戸次一三六七番地の三	〃	〃	〃	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、仮屋津留土地改良区（臼杵市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和七年六月二十日 大分県知事 佐藤樹一郎
〃	山村健治	〃	大字葛木六四六番地の二	〃	〃	〃	
〃	甲斐敏資	〃	大字宮尾五六一番地	〃	〃	〃	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、明治大分水路土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和七年六月二十日 大分県知事 佐藤樹一郎
（就任役員）	（退任役員）	（就任役員）	（退任役員）	役名	氏名	住	
理事	首藤明司	白杵市野津町大字西畑二九三二	所	理事	平山英子	白杵市野津町大字吉田三三〇二	一 開発区域に含まれる地域の名称 豊後高田市玉津字池田七百六十九番二ほか二十筆及び八百二十番三ほか一筆の各一部 二 開発区域の面積 五千四百一・六八平方メートル 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 豊後高田市金谷町千八百八十五番地 有限会社加宝興産 代表取締役社長 小門佳士郎 完了検査年月日 令和七年五月二十九日
（就任役員）	（退任役員）	（就任役員）	（退任役員）	役名	氏名	住	
監事	豊東甫	大分市大字木上九八六番地	所	監事	阿部秀幸	大分市大字木上八八〇番地	